

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課
許 認 可 等 名	徳島市新浜交流センター利用料金の減額又は免除
根 拠 法 令	徳島市新浜交流センター条例・同条例施行規則
根 拠 条 項	徳島市新浜交流センター条例第8条
連 絡 先	(電話 635-5931) 新浜街づくり協議会
審 査 基 準	<p>【徳島市新浜交流センター条例第8条】 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【徳島市新浜交流センター条例施行規則第2条】 条例第8条の規定により、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国又は地方公共団体（本市を除く。）が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即 日 ～ 5 日 (休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設 定 等 年 月 日